

消表対第518号
消食表第81号
令和2年3月24日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

消費者庁次長
(公印省略)

「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」の策定について

食品等の表示に係る監視指導については、日頃から御尽力いただいているところで

す。
今般、機能性表示食品に対する食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく事後的規制（自主規制を含む。）の透明性を確保し、不適切な表示に対する事業者の予見可能性を高めるとともに、事業者による自主点検及び業界団体による自主規制等の取組の円滑化を図ることにより、事業者の健全な広告等の事業活動の推進及び消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会を確保することを目的として、別添のとおり、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」を策定しました。令和2年4月1日から運用を開始いたしますので、関係者に対する周知をお願いします。